

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 医療DX推進体制整備加算
- 短期滞在手術等基本料1
- ロービジョン検査判断料
- コンタクトレンズ検査料1
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 白内障患者に対する水晶体再建術に使用する多焦点眼内レンズ支給

（レンズ支給）第27号 徴収開始年月日：令和2年4月13日

多焦点眼内レンズの販売名	医薬品医療機器等法承認番号	徴収額
テクニスマルチフォーカルワンピ	22300BZX0027700	133,100
テクニスシンフォニーVB	22900BZX0000500	133,100
テクニスシンフォニートーリック	22900BZX0036000	155,100
アルコン Clareon Pa	30200BZX0029400	224,400
アルコン Clareon Pa	30300BZX0015300	246,400
テクニスシナジーVB Simp	30200BZX0005500	224,400
テクニスシナジーTVB Sim	30200BZX0013900	246,400
アルコン Clareon Pa	30200BZX0029300	224,400
アルコン Clareon Pa	30400BZX0025000	246,400
アルコン Clareon Vi	30500BZX0004100	224,400

(2024年11月1日時点)